

# 経 営 協 議 会

規則の根拠	委 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
2-(1)	学 長	佐 古 秀 一		議長
2-(2)	理 事	梅 津 正 美		
2-(2)	理 事	美 馬 持 仁		
2-(2)	理 事	田 中 弘 之		
2-(3)	副 学 長	菊 池 智 之	R7.4.1～R9.3.31	
2-(3)	副 学 長	秋 田 美 代	R7.4.1～R9.3.31	
2-(4)		有 馬 道 久	R7.4.1～R10.3.31	元・放送大学香川学習センター 所長
2-(4)		山 中 総	R8.4.1～R10.3.31	徳島新聞社理事
2-(4)		石 野 利 和	R7.4.1～R10.3.31	学校法人工学院大学 常務理事
2-(4)		泉 理 彦	R7.4.1～R10.3.31	鳴門市長
2-(4)		中 川 斉 史	R7.4.1～R10.3.31	徳島県教育委員会教育長
2-(4)		吉 岡 宏 美	R7.4.1～R10.3.31	(株)徳島大正銀行 取締役会長
2-(4)		米 澤 和 美	R7.4.1～R10.3.31	徳島県社会保険労務士会顧問

国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則

(組織)

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学長が指名する職員 2人以内
- (4) 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 7人以内

2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号の委員でなければならない。

(任期)

第3条 前条第3号及び第4号に規定する委員の任期は2年、前条第1項第4号に規定する委員の任期は3年とし、それぞれ再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該委員を指名した学長の任期の末日を超えることはできないものとする。
- 3 前2項の規程にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。